

危険水位について

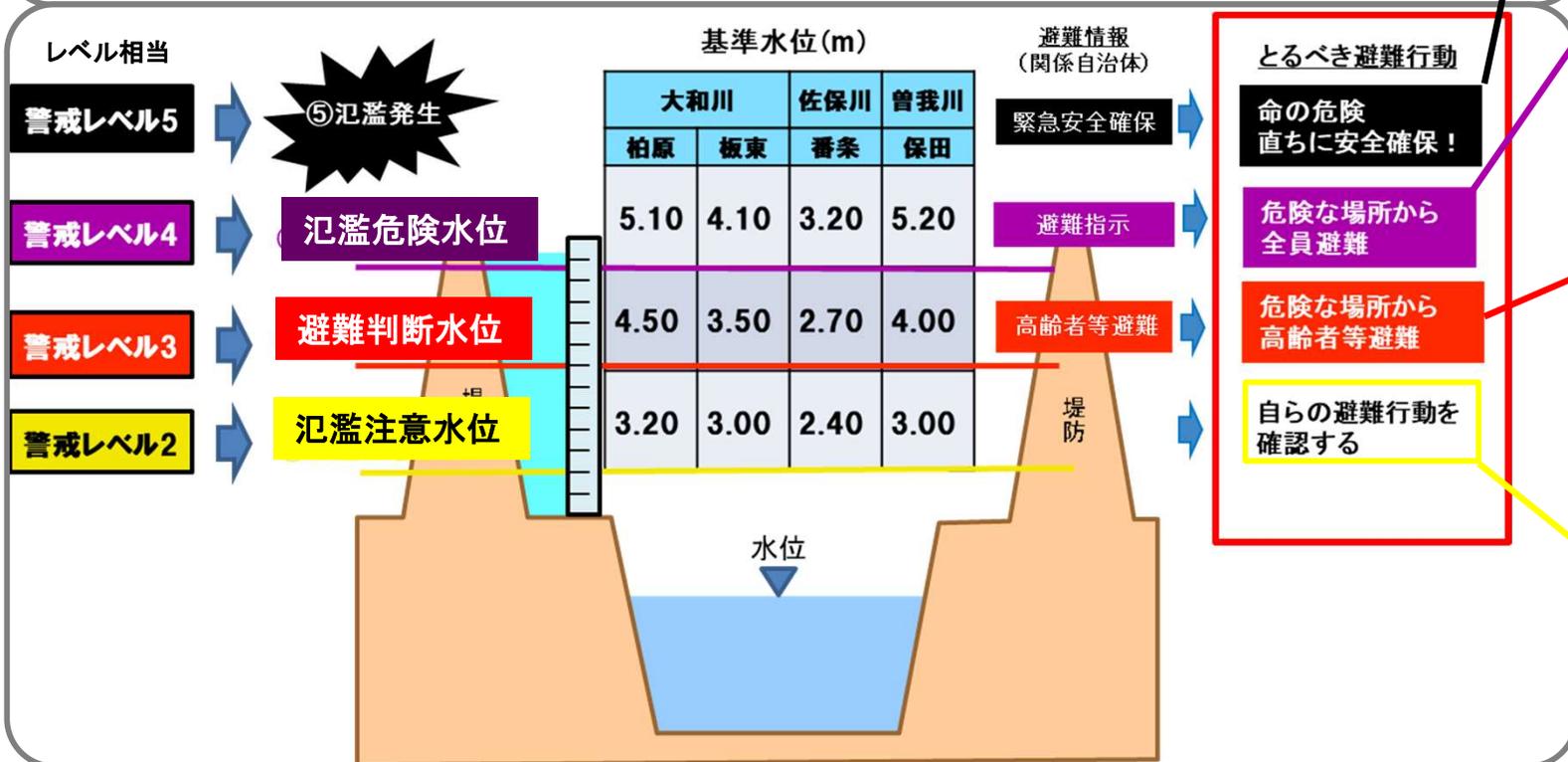
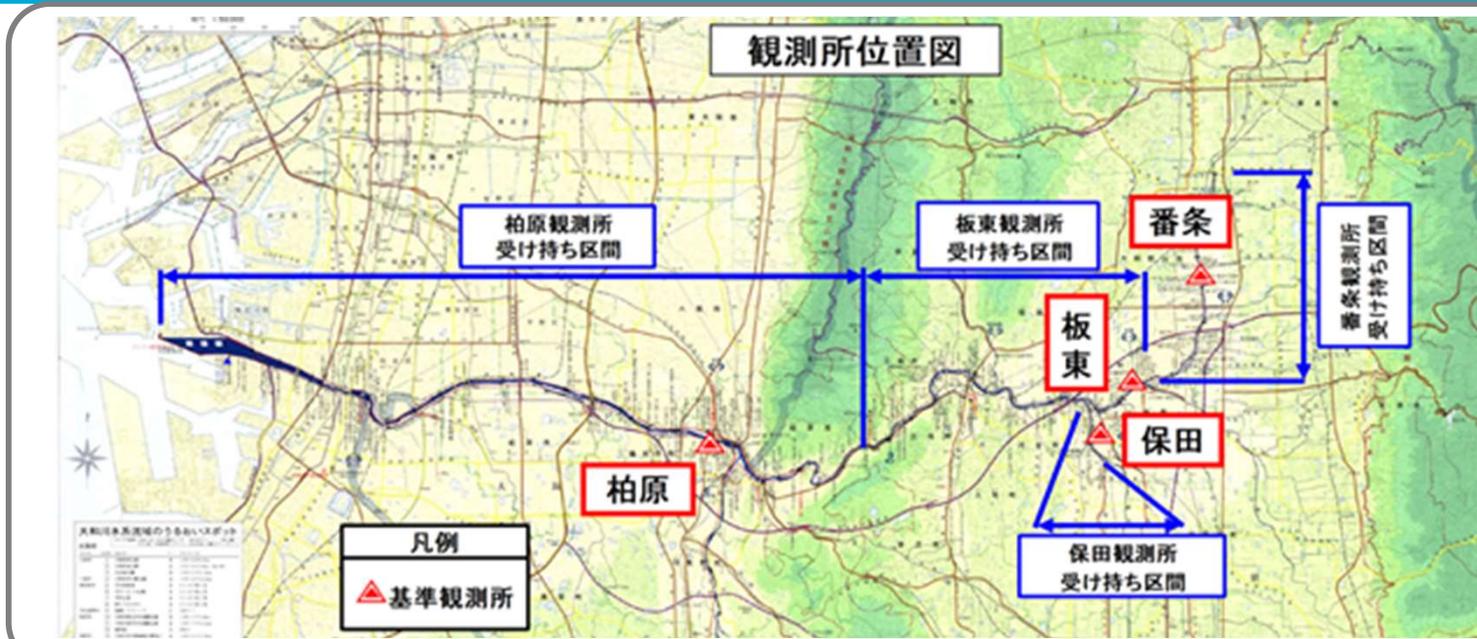
令和6年7月31日

国土交通省 近畿地方整備局
河川部



各水位・警戒レベルと避難行動、 氾濫危険水位の設定について

各水位・警戒レベルと避難行動



■洪水予報観測所における氾濫危険水位設定

- ①洪水予報観測所の受け持つ予報区間において、箇所毎(200mピッチ)に危険水位を定める。
- ②箇所毎の危険水位は、越水又は溢水(堤防天端高)が発生するまでの間に、避難を完了させることが可能となるよう、避難等に要する時間(リードタイム)及び水位上昇速度を考慮して水位を設定する。

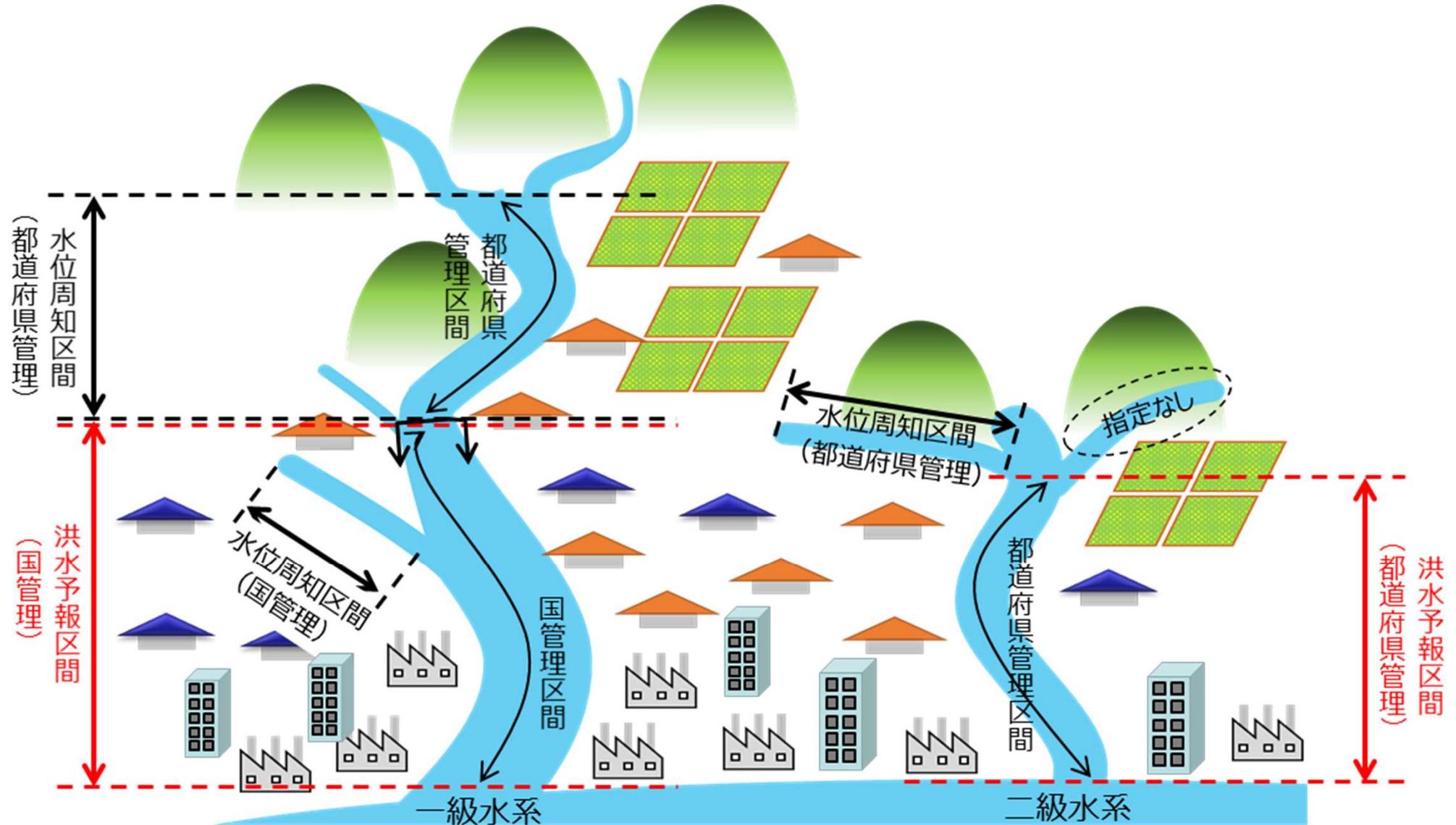
例えば、避難に要する時間(1h)、水位上昇速度(0.50m/h)とすると、 $1h \times 0.50m/h = 0.5m$
⇒堤防天端から0.5m低い水位を危険水位と設定
(なお、HWL(計画高水位)の方が上記設定水位より低い場合は、HWLを危険水位に設定)
- ③リードタイムの設定にあたっては、避難場所や避難経路等の状況を考慮するなど、可能な限り住民の避難に要する時間を確保する。(自治体と調整)
- ④水位上昇速度については、近年の主要な洪水などのデータをもとに、高水位部分の上昇速度が最も早いものを設定する等、河川の出水特性を考慮して設定する。
- ⑤箇所毎に設定した危険水位を洪水予報観測所地点の水位に換算し、最も低くなる水位を一連区間における危険水位として設定。

(危険箇所と洪水予報観測所の流下時間も考慮)



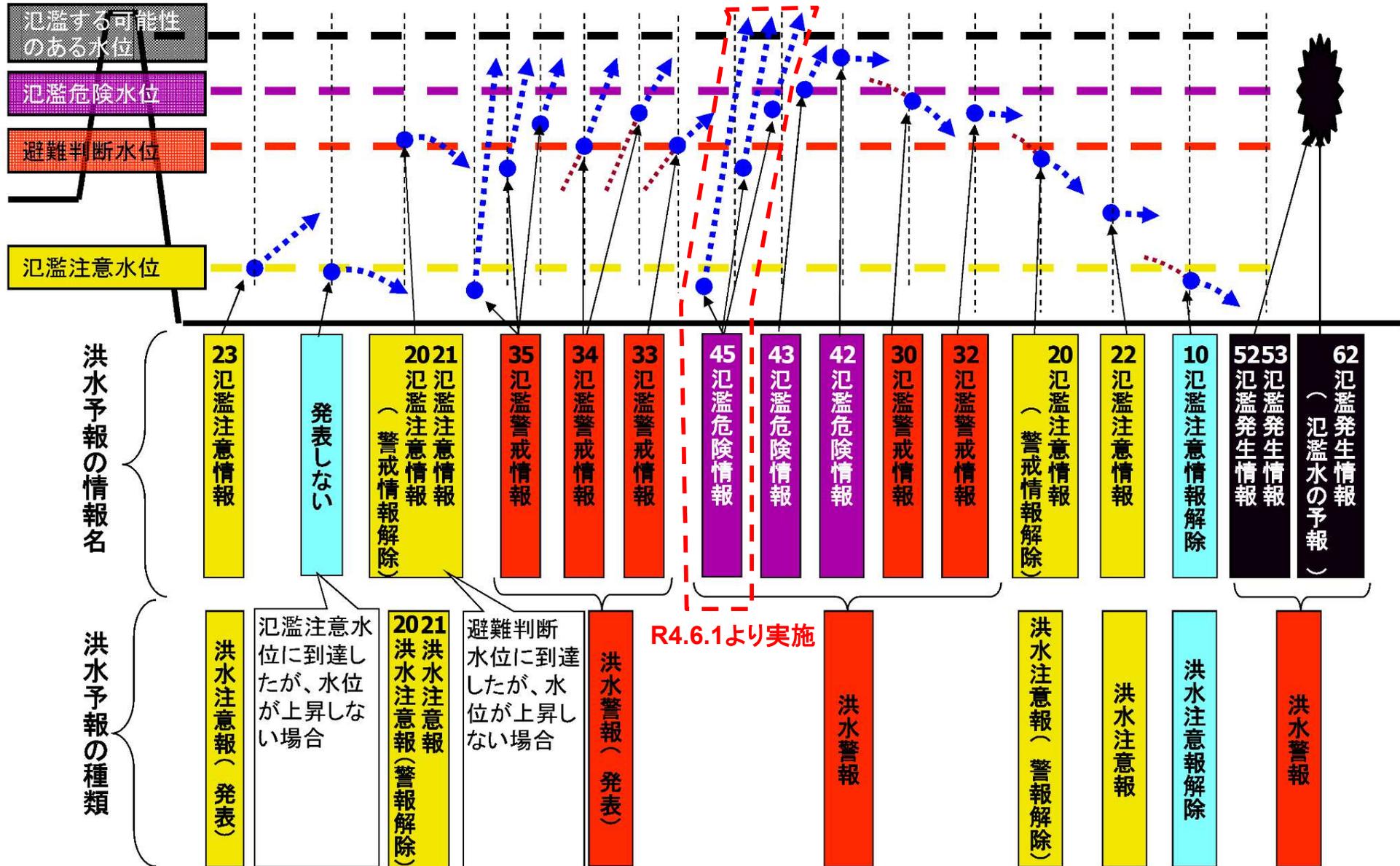
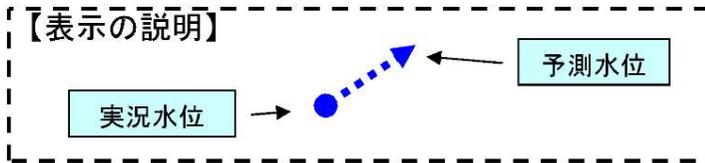
洪水予報河川と水位周知河川について

- ・ 洪水予報河川・・・水防法 第10条第2項(国の機関が行う洪水予報)
- ・ 水位周知河川・・・水防法 第13条第1項(国又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)
第13条の四(関係市町村長への通知)



出水時の洪水予報の発表

洪水予報の発表イメージ



■ 水防法 第10条第2項(国の機関が行う洪水予報)

国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積の大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがある河川(**洪水予報指定河川**)を指定し、**気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは、水位又は流量、氾濫した後においては、水位若くは流量又は浸水する区域及び水深を都道府県知事に通知、一般に周知**しなければならない。

洪水予報河川は、所定の水位に達した時や達すると予想される時に、水位の状況や予測等の洪水予報を浸水想定区域内の住民に周知する河川である。管内10水系27河川(由良川、土師川、淀川、瀬田川、宇治川、木津川、桂川、猪名川、藻川、服部川、柘植川、名張川、宇陀川、野洲川、大和川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川、紀の川、熊野川、九頭竜川、日野川、北川、遠敷川)を指定している。

■ 水防法 第13条第1項

国土交通大臣は、洪水予報河川以外の河川のうち、直轄河川で国民経済上重大な被害を生じるおそれがあるとして指定した河川について特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、知事に通知。一般に周知。

水位情報周知河川は、流域面積が比較的小さく洪水予報を行う時間的余裕が無い河川で、河川の水位が特別警戒水位に達したことを浸水想定区域内の住民に周知する河川である。管内では、相野谷川、市田川、貴志川、曾我川、佐保川、奈佐川、万願寺川、東条川、引原川、栗栖川、林田川の11河川。

■ 水防法 第13条の四

第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。